

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び福岡県や添田町の文化財保護条例に基づく指定文化財として、一定数の建造物を対象にその保護を図ってきた。しかし、本町には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が求められている。

本計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共空間から容易に望見することができる物件のうち、当該建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提として指定することとする。

歴史的風致形成建造物の指定は、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定することとする。

ア 指定対象の要件

歴史まちづくり法を踏まえ、次に示す指定対象の要件に合致した建造物を対象に指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
ア 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
イ 福岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
ウ 添田町文化財保護条例に基づく指定文化財
エ その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

イ 指定基準

歴史的風致の維持向上を図るため、次の指定基準に合致した建造物を指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
ア 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
イ 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
ウ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、福岡県や添田町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

(2) 個別の事項

ア 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財は、福岡県及び添田町の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

イ 登録有形文化財、景観重要建造物

本町には、文化財保護法に基づく登録有形文化財や景観法に基づく景観重要建造物は現在存在していない。今後、これらの制度を活用する場合は、文化財保護法に基づく届出制度や景観法に基づく許可制度による保護を図る。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等の登録・指定と重複するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 届出が不要な行為

届出が不要な行為	
ア	文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	福岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	福岡県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく福岡県指定有形民俗文化財について、同条例第31条第1項に基づく現状変更等の届出を行った場合
エ	福岡県文化財保護条例第37条第1項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
オ	添田町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく添田町指定文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合

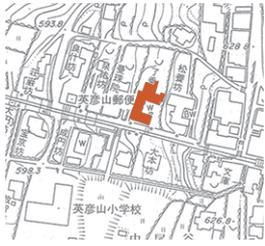
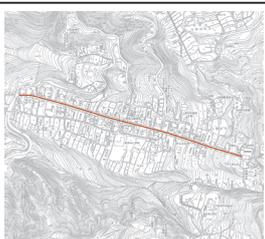
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者	その他
1	岩城家住宅		添田 	個人	
2	宮崎家住宅		添田 	個人	
3	御成門		添田 	個人	
4	中村家住宅		添田 	添田町	町指定文化財 歴史的風致形成建造物（平成31年3月27日指定） 指定番号2
5	正賢坊		英彦山 	個人	
6	御旅所		英彦山 	宗教法人	

	名称	写真	所在地	所有者	その他
7	楞巖坊		英彦山 	個人	県指定文化財
8	浄境坊		英彦山 	個人	
9	財蔵坊		英彦山 	添田町	県指定有形民俗文化財
10	守静坊		英彦山 	個人	
11	勝円坊		英彦山 	個人	
12	松養坊		英彦山 	個人	
13	花山旅館		英彦山 	個人	

	名称	写真	所在地	所有者	その他
14	了乗坊		英彦山 	個人	
15	富士屋旅館		英彦山 	個人	
16	頭楊坊		英彦山 	個人	
17	板倉		英彦山 	宗教法人	県指定有形文化財
18	英彦山神宮上宮		英彦山 	宗教法人	
19	英彦山神宮下宮		英彦山 	宗教法人	
20	英彦山神宮参道 (町道1号)		英彦山 	添田町	歴史的風致形成建造物(平成31年3月27日指定)指定番号1